

令和4年 第19回

## 江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和4年10月11日(火)午後1時30分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮 沼 千 秋
教育長職務代理者	井 戸 道 代
委員	平 井 俊 一
委員	庭 野 正 和

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	大 關 一 彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		佐 藤 嘉 弘
	学校施設課長	八 木 邦 夫
	統括指導主事	百 々 和 世
	統括指導主事	千 葉 一 知

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉 浦 佳 之
	同 主査	志 村 一 彦

蓮沼教育長	<p>開会時刻 午後1時30分</p> <p>ただいまから、令和4年第19回教育委員会定例会を開催します。 天野委員から所用により欠席するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>また、本日は6名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p>日程第1、署名委員を決定します。井戸委員と庭野委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、継続となっております陳情第1号を審議いたします。前回の資料要求を受けて提出しました資料について、事務局から説明をお願いします。なお、陳情者から陳情に関する資料の追加提出がありましたので、事前に配付しているところです。</p>
佐藤教育指導課 長	<p>前回、委員の皆様から4点資料請求がありました。</p> <p>まず、1点目は本事業の要項について。2点目は専門家の賛成意見及び反対意見の有無とその内容について。3点目は、本事業に対する江戸川区立中学校の先生方、学校の現状の考え方について。そして、4点目が本制度に関する質疑応答やQ &amp; A、生徒、保護者の意見についてでございます。こちらの資料レジュメでまとめてございますので、右上に教育委員会資料と書いてございます陳情第1号関係資料をご覧ください。</p> <p>まず、1点目の本事業の要項につきましては、別紙、お配りしてございますこちらの実施要項をご覧くださいまして、再度確認していただきたいところが1のまず目的。この目的は、都内公立中学校、中等教育学校前期課程、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部における生徒の英語「話すこと」の力を評価し、英語教育の充実や改善に役立てる、ということが目的でございます。2点目に、都立高等学校入学者選抜において、英語「話すこと」の能力についてESAT-Jの結果を活用し、義務教育の学習の成果を的確に測定すると書かれてございます。2番目の実施主体はここに書いてございますとおり、東京都教育委員会でございます。対象は都内公立中学校に在籍する第3学年全生徒でございます。7番の実施体制のところに区市町村教育</p>

委員会と書いてございますけれども、こちらは中学校に対して指示・指導・助言等を行うことで実施に当たるということで協力体制というところで書いてございます。

次のページご覧いただきまして、2 ページ目の実施に当たっての相談体制の(2)のイ、保護者及び生徒から事業者への問合せにつきましては、そこに書いてございますとおりフリーダイヤルで保護者、生徒から質問がある場合はこちらで対応しているということが記載してございます。

実施要項につきましては、以上でございます。

2 点目です。専門家の賛成意見及び反対意見の有無とその内容についてでございます。

こちら、専門家、有識者の意見が出ておりますけれども、東京都の教育委員会の議事録に詳しく記載がございまして、まず、国の動きからご説明させていただきます。国の動きは平成 23 年度の小学校高学年において外国語活動が必修化したところからスタートしてございます。令和 2 年度では、小学校の中学年に新たに外国語活動を導入しまして、高学年におきましては教科として外国語を導入したところでございます。

(2) をご覧ください。今回、中学校英語スピーキングテスト E S A T - J 導入までの東京都教育委員会の流れを記載してございます。東京都の方針といたしましては、小・中学校、高校で一貫した英語教育を推進するということでございます。その下、都の教育委員会の議事録でございましてけれども、こちらのスピーキングテストの話が最初に出ましたのが平成 29 年でございます。

こちらで東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会が設置されまして、その中に大学教授が 2 名、独立行政法人の大学入試センターの教授が 1 名の有識者 3 名のほか、区市町村の教育委員会から 2 名、学校関係者が 4 名、教育庁から 4 名のこの検討委員会におきまして報告書が提出されております。

この報告書の中では、有識者の意見も含めまして、都立高校入学者選抜英語検査において、話すことの検査が実施されていないことが指摘されてございます。また、中学校では話すことを含めて 4 技能を総合的に育成する授業改善が進められているということが指摘されてございます。また、その下、東京都英語教育戦略会議におきましても、都立高校入試において、話すことを含めた 4 技能を測定する検査の実施を検討すべきという提言が平成 29 年にこの改善検討委員会から出されてございます。

その翌年、平成 30 年は英語「話すこと」の評価に関する検討委員会が設

置されてございます。こちらの検討委員会は、有識者が3名、区市町村教育委員会から2名、学校関係者が4名、教育庁関係者が4名でございます。この中で都立高等学校入学者選抜では、学習指導要領に求められる力が身につけているかをはかる必要があるということが指摘されてございます。また、その方策としては、英語については4技能の評価を行うべきとして、その方策として民間の資格・検定試験実施団体の知見を活用及び活用する試験は一本化し、そして受験機会を各受験者に1回にすること等の提言がなされてございます。

進みまして、4ページ目でございます。令和4年には、東京グローバル人材育成指針策定に向けた検討委員会、こちらは学識経験者が4名、そして、産業界から有識者が1名、海外機関から関係者が1名、学校関係者3名、教育庁から2名、この東京グローバル人材育成指針策定に向けた検討委員会の中での有識者等の意見として、英語力を基盤とした様々な資質・能力を小・中・高等学校を通して身につけていくことが必要であるという提言がございまして。また、丸の一番下でございますけれども、グローバル人材育成のための四つのターゲットとして挙げられているうちの一つ、主体的に学び続ける態度と総合的な英語力の育成として、中学校英語スピーキングテストが提言されてございます。

反対意見に関しましては、東京都教育委員会のホームページ等では反対意見の記載がございませんけれども、今回、陳情された方は、公立中学校または国立付属中高等学校で36年間勤務されている英語の専門家でいらっしゃいます、この方の陳情に反対の意見が様々書かれてございます。そちらご参照いただければというふうに考えてございます。

続きまして、3番目でございます。本事業に対する江戸川区立中学校の先生方、学校の現状の考え方についてでございますけれども、聞き取りを行ったところ、本事業の趣旨については賛成の意見が出てございます。しかしながら、今回のウェブの受検申込みに関しましては、かなり学校で苦労したというお声が上がっているところでございます。こちら、ウェブを通しての申込みだったんですけれども、写真が認識されないですとか、入力が難しかったというところがありまして、学校側の負担が大きかったという声が上がってございます。また、校長からの意見として、全体の流れをやって初めて課題が分かるところもあるので、課題を洗い出していく必要があるという意見がございまして。

4番目、本制度に関する質疑応答やQ & A、生徒・保護者の意見についてでございますけれども、Q & Aにつきましては東京都教育委員会から出され

	<p>ております、7月に出された英語スピーキングテストのお知らせの中でウェブでも公表されてございます。お手元にある資料でご覧になっていただいたかと思えますけれども、こちらに書いてございます。それ以外、生徒・保護者の意見につきましては、陳情者の方から今回追加資料で出されております資料の中を開きますと、保護者の方々からの声、そして、英語教員の声がかかれてございますので、そちらをご覧いただければというふうに考えてございます。地域、保護者の方から、今回、江戸川区の教育指導課への問合せは今のところございません。学校現場では申込み以外、生徒、保護者からの大きな動揺や内容についての質問等は挙げてございません。</p>
教 育 長	<p>課長のほうから説明がありましたけれども、説明を受けまして、質疑、意見交換等、よろしく申し上げます。</p>
庭 野 委 員	<p>まず、質問ですけれども、一つに、現在、都立高校入試で行われている英語の学力試験はどんな内容になっているのか、教えてください。</p>
教育指導課長	<p>今まで行われた英語のテストは、いわゆる通常の筆記のテスト、それから放送を聞いて答えるヒアリングでございまして、いわゆる一般に言われている定期テスト等のやり方とほぼ同じでございます。</p>
庭 野 委 員	<p>そうしますと、4技能のうちの、読む、書く、聞く、その三つをやっているということですね。話すということについては、これまでやっていないということですね。</p>
教育指導課長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
庭 野 委 員	<p>江戸川区の各中学校の通常の試験、中間とか期末試験のときに、どのような4技能のテストをしているのか、分かる範囲で教えてください。</p>
教育指導課長	<p>やはりスピーキングに関しては、通常の授業の中での評価でございます。定期テストでは、いわゆる読み書き、ライティングとリーディング、それからヒアリングに関しては、その担当の英語教員によってはヒアリングを行うこともありますし、ヒアリングは授業で見ているという教員もおります。</p> <p>以上です。</p>

庭野委員	<p>そういうことになりますと、聞く、話すは主に授業の中で評価している、そういうことになると。この聞く、話すについての英語の先生たちの評価の仕方というのは、例えば区の教育研究会の英語部でこんなようなものがあるとかというのは示されたことはありますか。</p>
教育指導課長	<p>これは英語の教師として、評価の本来業務に当たるところでございますので、これが常日頃、英語教諭が意識しているところでございます、区内のいわゆる区中研の中の英語部会でも話されているところでございます。その中で、指針といいますか、基準のようなものは話されているということでございます。</p>
庭野委員	<p>現状で、学校の先生方から、申込みについて、ここでちょっとトラブルというか課題があったというふうに先ほどありましたけれども、これは単純に申し込むというところの問題でしょうか。</p>
教育指導課長	<p>おっしゃるとおりです。今回、都内で95%が申し込んでいる状況でございますけれども、やはり江戸川区以外でもそのような声が上がっていたことは事実でございます。</p>
庭野委員	<p>江戸川区でも同じ程度でしょうか。</p>
教育指導課長	<p>細かい数字は出ておりませんが、90%以上申し込んだというふうに話を聞いてございます。</p>
庭野委員	<p>要項等では、今回申し込まなかった生徒の評価については、平準点でもってやっていくようなことが書かれていましたけれども、その辺を教えてくださいませんか。</p>
教育指導課長	<p>今回申し込みをしなかったものは、不受験者の扱いになります。この不受験者の扱いですが、仮のESAT-J結果を算出します。それは、当日の学力検査の得点、それから順位等を勘案しまして、その中間点となる平均点をこのESAT-Jの結果にするのですが、詳細はホームページ等で提示がございます。ざっくり申し上げますと、仮のESAT-J結果で、受けていなくても当日の学力検査とそれから学力検査順位等を勘案しまして平均をとると、そういうことでございます。</p>

庭野委員	みなし点ということ。
教育指導課長	みなし点です。
教育長	よろしいでしょうか。
平井委員	<p>やはり初めての取組ということで学校側も保護者もかなり苦しんでいるなという部分はあるのかなというふうに思います。特に、私も知りたいなと思ったのは、今、庭野委員から質問のありました不受験者の扱いについて、これどうなのかなというところがあります。</p> <p>それと、アチーブメントテスト、アチーブメントの状況を見るということでは、仮の点数でいいのかなというような疑問があります。採点、細かく見ればどこかに記載があったかと思いますが、外国で採点されるということで、その採点する人は日本語が話せない人が採点しているということによろしかったでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>こちらフィリピンで行いますけれども、いわゆる英語の採点のプロのような業者がございまして、担当者2名で同じ受験者の採点を行います。そして、その違いがなくなるまで確認をするんですけれども、さらに上司がおりまして、ダブルチェックでもチェックし切れない部分をトリプルチェックで進めていくという話を聞いております。厳重に採点を行うという話は都教育委員会から聞いております。</p>
教育長	ほか、いかがでしょうか。
井戸委員	<p>今年の1月にも都立高校ということではなくて、中学生がやったと思うんですけれども、そのときに今回のスコアしか出ていないという中で、その結果を活かすやり方として、都立高校入試の場合は次の年度の子たちに先生方が授業でもってこういう勉強をもっとしたほうがいいとかということではできると思うんですけれども、受けた子たちの結果に対して何ができるのかという部分が出ていないみたいなことを読んだんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。</p>
教育指導課長	昨年度、10月のプレテストは3年生全員に対するこのテストの検証とい

<p>教 育 長</p>	<p>うか、動作確認はしておりません。つまり、1月は3年生全員に対してこのテストをしたときに果たして実際にちゃんと動くかどうかという動作確認が目的でございます。</p> <p>今回の結果はそれぞれ生徒には開示しているところでございますけれども、それに対して授業をこういうふうに変えなさいとか、この子はこういうところを進めなさいとか、そういうところは今回目的ではなく、まず全員が受けたときに、ちゃんと間違いなく確実に動作が確認できるかどうかというところを見たのがこの1月の検査でございまして、おおまかな結果しか出ていないところですが、理由はそういうところでございます。</p> <p>生徒の結果に関してのその後のフォローに力点を置いていたのではなく、実施者側のそういう流れの中で何かトラブルがないかとか問題がないか確認のために行った部分もあるというふうに解釈している。今回の受験生の場合には、実際に結果が返ってきて、まだ弱かったとか、この辺が頑張っているところだったというところまではフィードバックできるというふうなことですね。</p>
<p>庭 野 委 員</p>	<p>陳情者からの追加の提出資料で3ページ下のところなんですけれども、都民の声、窓口に寄せられた中学生の保護者の声というところの1行目に、中3の子どもがいます。SNSでスピーキングテストについて知りました。驚きましたというふうに書き出しがあるんです。今の中3の子ども、要するに受験生ですけれども、その生徒たちにはこのスピーキングテストについて、いつ頃周知されたのか、教えてください。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>もちろん4月にはこのようなチラシが出ておりますけれども、令和3年度にこのスピーキングテストの実施要項説明会が3月に実施されてございます。これは区市町村教育委員会向けでございます。そもそも都の教育委員会の議事録を誰が読むかという話になるんですけれども、先ほど申し上げたように、平成29年からスピーキングテストの話は出ておりまして、平成31年の東京都教育ビジョンにも2021年からスピーキングテストを本格導入するということが記載されてございます。</p> <p>それを生徒が読むかどうかという話になりますけれども、東京都としましては、平成29年から周知を行ってきていると。それから、区市町村教育委員会向けには実施要項の説明会を行っておりまして、動画でも配信しておりますので、参加できなかった担当者は動画で内容を確認し、学校に伝えてい</p>

	<p>るところです。直接学校の教員も見ることができますので、そこで確認していくということでもあります。</p>
庭野委員	<p>ありがとうございます。私もいろいろ動画は視聴しまして、江戸川区教育委員会としても各学校にそういった試験の方向性があるということは、これまでもいろいろな会議などでお話はされてきたんですか。</p>
教育指導課長	<p>校長連絡会等を通じて、各学校には周知しているところでございます。</p>
庭野委員	<p>分かりました。</p>
教育長	<p>ほかいかがでしょうか。  それでは、本陳情の審議は次回に継続ということによろしいでしょうか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>それでは、陳情第1号は継続といたします。  次に、第36号議案「江戸川区教育委員会教育目標・基本方針及び教育重点施策について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
飯田教育推進課長	<p>それでは、説明させていただきます。お手元には新旧対照表のほか、教育目標・基本指針、並びに令和四年度の教育重点施策をそれぞれ配付させていただきました。本日、ご審議いただく江戸川区教育目標・基本指針及び令和4年度江戸川区教育重点施策につきましては、通常令和4年の1月から2月にかけて教育委員会でご審議をさせていただくものでございました。しかしながら、この上位計画であります江戸川区基本構想並びに基本計画の改定の時期を迎えていたことから、策定、議決を見送ってきたところでございます。</p> <p>先般、この江戸川区基本構想・基本計画が2100年の江戸川区共生社会ビジョン及び2030年度江戸川区SDGsビジョンということで策定されましたので、改めてご審議いただくものでございます。今日申し上げても、既に令和4年度も半分を過ぎました。ここで大きく目標を大きく見直すことによりますと、学校現場の混乱を生じる可能性もありますので、今回はこの間、事実として変更した部分を修正した上で新しくできた江戸川区2100年の江戸川区並びに2030年の江戸川区の精神は令和5年度以降</p>

の教育目標・基本指針、教育重点施策に反映していきたいと考えてございます。そういった中で、今回お示しさせていただいたのがこの新旧対照表でございます。1ページ目をご覧くださいますと、右側が旧、左側が新となっておりますが、赤字で記載した部分の変更点でございます。もともと、江戸川区基本構想及び江戸川区教育大綱の理念のもとというふうに記載されてございましたが、この上位計画の名称が変わりましたので、左側にお示ししましたように、ともに生きるまちを目指す条例の理念のもと、2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)及び2030年の江戸川区(SDGsビジョン)というような形で表記を改めさせていただきました。

続いて、2ページをお開きください。基本方針1の部分でございますが、従前は児童の権利に関する条約等と記載をしていたところでございますが、新のほうをご覧くださいますと、児童の権利に関する条約、江戸川区子どもの権利条例及び江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例ということで表記を改めてございます。

続きまして、4ページをごらんください。赤字で記載させていただいた部分でございますが、右側の旧のところをご覧くださいますと、オリンピック・パラリンピック教育について規定しているところでございますが、既にオリンピック・パラリンピックは終了していますので、左側に記載いたしましたように、各学校で策定したオリンピック・パラリンピック教育レガシー創造プランを「学校2020レガシー」に昇華し、ボランティアマインドの醸成、障害者理解の促進、豊かな国際感覚の習得につながるような教育を推進するというふうに記載させていただきました。

以上のような形で、教育目標・基本方針並びに令和4年度教育重点施策につきまして変更点を修正した上で議決をいただければということで今回提案させていただいたところでございます。

教 育 長

ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、何か質問ございますか。

庭 野 委 員

質問ではないんですけども、これまでの経緯を含めて新のほうに書かれているような内容になったということは説明を受けていますので、理解できる所です。それに伴って、必要最小限のところを訂正されて、今年目標にしっかり立てていくということですので、理解いたします。

教 育 長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

	<p>教育目標・基本方針・教育重点施策、どれも大事です。こういったスローガンのもとにしっかりやっていきましょうということ。また、来年度に向けては改めて検討していくということですね。</p> <p>よろしいでしょうか。ほかになければ、第36号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第3教育関係事務報告にまいります。</p> <p>「いじめ電話相談(令和4年度9月分)について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
佐藤教育研究所長	<p>今年度9月分のいじめ電話相談はここに記載がございますとおり、1件でございます。ちなみに、昨年同時期9月には2件ございました。</p>
教 育 長	<p>いじめ電話相談に関して、いかがでしょうか。</p>
庭 野 委 員	<p>これによりますと、相談の内訳が中学校1年生でその他という主訴のところになっているんですけども、支障のない範囲でお話いただけるものがありましたら、お願いいたします。</p>
教育研究所長	<p>今回は、当事者の保護者からではなく、同じクラスの状況を聞いた父親が電話で相談してきたところでございます。</p>
庭 野 委 員	<p>中身はどうなっているでしょうか。</p>
教育研究所長	<p>クラスでいじめがあるのではないかと、というような内容でございました。</p>
庭 野 委 員	<p>これはこの一回だけで終わっているということだったら、それはなかったんであろうなというふうに推測されるんですけども、いかがでしょうか。</p>
教育研究所長	<p>今回の相談では、子どもの話を聞いて、少し心配になった父親が電話をしてきたということです。そして、子どもから又聞きしているということもあり、真実かどうか分からないことから、教育研究所から学校につないで、事</p>

庭野委員	実関係を確認しているところです。すぐいじめがありますか、いじめがありましたという話ではないと思いますけれども、学校側は、今、調べておりまして、必要があればこの後対応いたしますし、この保護者にもお答えするというので、今、1回で終わっているというところでございます。
教育長	よろしく願いいたします。
	いかがでしょうか。他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。以上をもちまして、令和4年第19回教育委員会定例会を終了します。  閉会時刻 午後2時04分